日向市長 十屋 幸平 殿

日向市総合体育館建設計画一時停止を求める上申書第2

日向市浜町3丁目29番地 申立人 黒木 紹光 電話 (95)0002

憲法第16条に基づき、以下の通り申立てます。

第1 申立の趣旨

本日日向市役所資産経営課に電話で確認したところ、既に令和5年8月28日、日向市は大王谷プール解体工事を栄建設株式会社と契約したとのことでした。この契約は、私を含む多くの市民が中止を求めている日向市総合体育館建設計画と一体のものです。

また、本契約締結行為等は、以下に述べる通り違法です。

したがって、大王谷プール解体工事を含む日向市総合体育館建設計画の推進 を直ちに一時停止し、令和6年3月日向市長選挙で日向市民にその是非を問 い、日向市民の総意を確認することを求めます。

第2 申立の理由

1 日向市民の公共サービスを受ける権利の侵害

令和5年6月13日付「請願書」及び令和5年8月28日付「上申書」に記載の通り、貴殿が今進めている行政は、日向市民の利益すなわち公益に反します。毎年約6000名の利用者(そのほとんどは子供達)の夏休みの大きな楽しみである市営プールを、正当な理由なく、かつ適正な手続きを踏まずして取り壊すことは、市民の公共サービスを受ける権利の侵害に当たります。

地方自治法第10条2項「住民は、法律の定めるところにより、その属する 普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任 する義務を負う。」と定められています。

ここで「役務の提供」を具体的に説明すると、「知識や技術、サービスの提供」のことですが、地方自治法について言えば、「公共サービスの提供」のことです。

それでは「公共サービス」とは何か?公共サービス基本法第2条「この法律において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であって、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。」また、1号「国又は地方公共団体の事務又は事業であって、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供」、2号「前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為」です。

したがって、地方公共団体の住民は、日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たす地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為をひとしく受ける権利を有することになります。

よって、今回、日向市が、日向市民の了承がないままに、勝手に大王谷プール解体工事を締結した行為は、日向市民の公共サービスを受ける権利の侵害であり、違法です。

2 日向市民の公共サービスの選択及び意見反映の権利

公共サービス基本法第3条(基本理念)「公共サービスの実施並びに公共サービスに関する施策の策定及び実施(以下「公共サービスの実施等」という。)は、次に掲げる事項が公共サービスに関する国民の権利であることが尊重され、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として、行われなければならない。」同3号「公共サービスについて国民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。」同4号「公共サービスに関する必要な情報及び学習の機会が国民に提供されるとともに、国民の意見が公共サービスの実施等に反映されること。」

上記の通り、日向市民は、日向市が提供する公共サービスの実施において、合理的な選択の機会が与えられ、かつ意見を反映する権利を有します。

よって、今回、日向市が、日向市民の了承がないままに、勝手に大王谷プール解体工事を締結した行為は、日向市民の公共サービスを選択する機会及び意見を反映する権利の侵害であり、違法です。

さらに、現行の日向市総合体育館建設計画については、事実上、日向市民の大半が反対であり、その日向市民の大半が反対である事実を無視して、ないしは確認せずに推進することは、日向市民の公共サービスを選択する機会及び意見を反映する権利の侵害であり、違法です。

3 川南町事例

ご存知のように、川南町におきましては、令和5年4月町長選挙において 新中学校建設計画推進の前町長の信任が得られず、見直しを掲げた現町長が信任され、既に締結されていた設計業務委託契約の契約解除に伴い、委託料2億 5300万円の17%に相当する4291万円の賠償義務が生じました。

この事例は、日向市が置かれている状況に照らせば、可能性として近未来 を具体的に示唆するものであり、日向市の場合は、問題の規模は15倍を超え ると想定されます。したがって、まず今優先しなければならないことは、問題 の深刻化を回避することです。

4 結語

上記1~2で示した違法状態を解消するためには、大王谷プール解体工事を含む日向市総合体育館建設計画の推進を直ちに一時停止し、令和6年3月日向市長選挙で日向市民にその是非を問い、日向市民の総意を確認する以外になく、法及び民意に従うことを求めます。

つきましては、本申立てに対して、令和5年9月8日午後5時までに文書 でご回答ください。

尚、貴殿が求めに応じない場合、もしくは、令和5年9月8日午後5時までに回答を頂けない場合は、法的措置を取らざるを得ませんので、申し添えます。

以上